

再生可能エネルギー設備等設置費補助金申請の手引き

平成 31 年度 伊達市

1 趣旨

本制度は、新エネルギーの普及及び地球温暖化防止対策の一環として、太陽光発電システム及び蓄電池システムを設置する個人で市長が認めた者に対し、予算の範囲内で補助するものです。

2 補助対象設備

補助対象の設備は、次に掲げるシステムごとに全ての要件を満たしたものとします。

①住宅用太陽光発電システム

(1)太陽光エネルギーを電気に変換し、低圧又は高圧の配電線と逆潮流有りて連系するシステムで、住宅（併用住宅を含む。）、同一敷地内にある倉庫等への設置に適したもの。

(2)最大出力が10キロワット未満であるもの（増設の場合においては、既設の最大出力に増設分の最大出力を加算したものが10キロワット未満であるもの。

なお、最大出力は、メーカー公称最大出力に設置パネル枚数を乗じて算出する。）

(3)未使用品であるもの。

②定置用リチウムイオン蓄電池システム

(1)定置用のリチウムイオン蓄電池で、公称最大蓄電容量が1 kWh以上のもの。

(2)太陽光発電システムと連系するもの。

(3)インバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されたものであるもの。

(4)未使用品であるもの。

(5)申請年度内に設置されたものであるもの。

Q & A

【システムが設置された住宅について】

Q 1 太陽光発電システム（及び蓄電池システム）の設置してあるモデル住宅を購入した場合、「未使用のシステム」の要件を満たさないのか？

A 1 ここでいう「未使用」とは、「居住の用に供したことの無い」という意味なので、申請できます。

【過去システムを設置したことのある住宅について】

Q 2 太陽光発電システムは既に取り付けてあるが、新たに追加して設置した場合、補助金の対象となるか？

A 2 過去にシステムの設置に関して市から補助金の交付を受けていない方で、かつ既存のシステムと新たに設置するシステムの合計最大出力が10kw未満である場合は、申請できます。

注意点

- ・太陽光発電システム（及び蓄電池システム）が設置された中古住宅を購入された場合は、補助対象になりません。
- ・太陽光発電システム（及び蓄電池システム）が設置された建売住宅を購入された場合は、補助対象になります。

3 補助対象経費

補助対象の経費は、次に掲げる経費の合計額とします。

①住宅用太陽光発電システム

- ア 太陽電池モジュール
- イ 架台
- ウ 接続箱
- エ 直流側開閉器
- オ インバータ
- カ 保護装置
- キ 発生電力量計
- ク 余剰電力販売用電力量計
- ケ 配線及び配線器具の購入費用及び据付に要する経費
- コ システムの設置に要する経費

②定置用リチウムイオン蓄電池システム

- ア 蓄電池部
- イ 電力変換装置（パワーコンディショナ等）
- ウ その他付属機器等の購入及び設置工事に要する経費

4 補助金の額

①住宅用太陽光発電システム

20,000 円に、システムの公称最大出力を乗じて得た額とします。

※最大出力=キロワットを単位とし、小数点第2位を四捨五入した数値（その数値が4キロワットを超えるときは、4キロワット）とする。

計算例

- ・ 3.39kW のシステムを設置した場合の補助額の算出方法
 $20,000\text{円} \times 3.4\text{kW} = 68,000\text{円}$
- ・ 6.3kW の太陽光発電システムを設置した場合の補助額の算出方法
 $20,000\text{円} \times 4.0\text{kW} = 80,000\text{円}$

②定置用リチウムイオン蓄電池システム

20,000 円に、システムの公称最大蓄電容量を乗じて得た額とします。

※最大出力=キロワットアワーを単位とし、小数点第2位を四捨五入した数値（その数値が4キロワットアワーを超えるときは、4キロワットアワー）とする。

計算例

- ・ 3.39kWh のシステムを設置した場合の補助額の算出方法
 $20,000\text{円} \times 3.4\text{kWh} = 68,000\text{円}$
- ・ 6.3kWh の太陽光発電システムを設置した場合の補助額の算出方法
 $20,000\text{円} \times 4.0\text{kWh} = 80,000\text{円}$

5 補助対象者

補助の**対象となる者**は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす方です。

- (1) 伊達市内に自らが居住している住宅に対象システムを設置した方
- (2) 次のいずれかに該当する方
 - ア 既存の住宅にシステムを設置した方
 - イ 住宅を新築時にシステムを設置した方
 - ウ システムが設置された住宅を購入した方
- (3) 市税等を滞納していない方
- (4) 住宅用太陽光発電システム設置の場合、申請年度内に電力会社と太陽光発電余剰電力の受給を開始した方

6 補助金交付申請書類

(1) 提出書類

次の書類を添えて生活環境課へ提出してください。

共通	交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
	事業実績書（様式第2号）
	申請者の住民票抄本
	完納証明書
	建物登記簿謄本の写し
	振込口座通帳の写し
	その他、市長が必要と認める書類（承諾書・手続き代行届）
太陽光発電システム	写真（建物全体・太陽光パネル設置部分・パワーコンディショナの銘板）
	太陽光パネルの割付図または配置図の写し
	電力会社との電力受給契約書の写し
	逆変換（低圧）様式1の単線結線図
	出力対比表
	工事請負契約書または売買契約書の写し
	設置費に係る領収書の写し
対象システムの性能及び発電量の確認ができる書類等	
システム 蓄電池	写真（蓄電池本体設置部分、太陽光パネル設置部分）
	設置費に係る領収書の写し
	対象システムの保証書の写し
	対象システムの性能の確認ができる書類等

(2) 申請受付期間について

平成31年5月9日～令和2年3月31日

午前の受付 8:30～12:00

午後の受付 13:00～17:00

※土日祝日は受付いたしません。なお、予算が無くなり次第、申請受付を終了します。

(3) 申請後の流れ

申請書類を受付後、市で補助金の交付決定通知を送付いたします。その後、請求書を送付していただきます。

Q & A

【伊達市へ避難している方の申請】

Q 1 伊達市に家を見て居住しているが、避難しているため伊達市の住民票が提出できない。補助対象になるのか？

A 1 補助対象になります。

住民票の代わりに、避難証明書を提出していただきます。契約書などで建築場所が伊達市内であることを確認し、避難場所が建築場所と同一であることを避難証明書により確認します。

【事務所等への設置】

Q 2 市内の事務所に10kW未満の太陽光発電システムを設置した場合、補助対象になるのか？

A 2 事務所は対象になりません。自ら居住する住宅が対象になります。なお、併用住宅は対象になります。

【借家への設置】

Q 3 借家に住んでいるが、屋根に太陽光発電システム（蓄電池システム）を設置した。補助対象となるのか？

A 3 対象になりますが、所有者の承諾書（任意様式）を添付していただきます。

【完納証明書について】

Q 4 申請時必要書類の完納証明書は、どこで発行してもらえるのか。

A 4 完納証明書は市役所税務課で証明を受けてください。なお、手数料がかかります。※完納証明書とは、過去全ての期間に納付義務のある市税を納めていることを証明する書類です。単年度の納税を証明する納税証明書とは別のものですので、ご注意ください。

【領収書について】

Q 5 住宅建築と太陽光発電システム（蓄電池システム）設置工事が同一契約となっている場合、一体の領収書で構わないのか。

A 5 この場合、一体の領収書及び、総額中、太陽光発電システム設置の経費がいくらだったのか確認できる書類（任意様式但し、施工業者の押印のあるもの）を提出してください。

このほか、不明な点がございましたら、下記連絡先へお問い合わせください。

伊達市市民生活部生活環境課環境係 ☎ 024-575-1228